

敬老バス乗車について

知名町に在住の70歳以上の方は、降車の際に乗務員へ「敬老バス乗車資格者証」を提示することにより、沖永良部バスをどこまで乗っても1回160円でご利用いただけま

す。
敬老バス乗車資格者証の発行をご希望の方は、縦3センチ、横2・8センチの顔写真をお持ちになり保健福祉課で手続きを行ってください。

なお、沖永良部バス車内では、お得な回数券も販売しております。

問 沖永良部バス企業団
電話 (93) 2054

難病巡回相談

●日時 11月15日(金)
午前9時30分～正午

●場所 保健センター

●対象者

徳之島保健所管内の居住者で、パーキンソン病関連疾患の患者・家族、関係者。

●内容

「パーキンソン病関連疾患とうまくつきあう方法」
講師 大窪隆一先生(鹿児島大学大学院局長)

●患者交流会

●申込締切 11月7日(木)
問 徳之島保健所
電話 (82) 0149

税額控除対象法人に認められました

知名町社会福祉協議会が、7月30日から税額控除対象法人に認められたことにより、従来からの「所得控除」に加えて、「税額控除」のどちらか有利な方を選択できることとなりました。

社会福祉協議会の会費も「税額控除」の対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

問 知名町社会福祉協議会
電話 (93) 5261

門司植物防疫所 名瀬支所からのお知らせ

■カンキツ類の病気まん延防止にご協力ください

徳之島、沖永良部島、与論島、沖縄県には、カンキツ類に甚大な被害を及ぼすカンキツグリーニング病が発生しています。

この病気のまん延を防止するため、これらの地域からカンキツ類等の生植物(種子、生果実を除き、枝葉付き生果実を含む)、ゲッキツ及びびカレーリーフ等の本土、奄

美大島及び喜界島等への持ち出しが規制されています。発生地域である3島(鹿児島県)と沖縄県との間での移動も規制されています。

■さつまいも等の持ち出しにご注意ください

奄美群島以南には、サツマイモに甚大な被害を及ぼすアリモドキゾウムシ並びにイモゾウムシ等が発生しています。この害虫のまん延を防止するために、これらの地域からさつまいも(紅いも等)、ヨウサイ、あさがお、ぐんばいひるがお等は、植物防疫法により本土及びトカラ列島等未発生地域への持ち出しが規制されています。

問 門司植物防疫所名瀬支所
電話 0997(52) 5261

10月は土地月間です

■一定面積以上の土地の取引をしたときは

一定面積以上(別表)の土地について、売買等の取引をした場合には、国土利用計画法により、契約締結後2週間以内に、買主が土地の利用目的及び取引価格等を届け出なければなりません。県では、その利用目的が公表されている土地利用に関する計画に適合しているかどうかなどを審査し、場合によって

は利用目的の変更を勧告することがあります。

届け出をしなかったり、偽りの届け出をしたりすると罰則が科されることがあります。

●届出義務者 権利取得者(売買の場合は買主)

●届出の時期 契約締結後2週間以内

●届出先 土地の所在する市町村

●罰則 6月以下の懲役又は百万円以下の罰金

別表

市街地区域	2,000㎡
市街地区域以外の都市計画区域	5,000㎡
都市計画区域以外の区域	10,000㎡

■一定規模以上の土地の開発行為には土地利用協議が必要ですよ!

県土の無秩序な開発を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な地域環境の確保すること等を目的に、一団1ヘクタール以上の面積(※都市計画法・森林法・

採石法・砂利採取法で許可又は認可を必要とする開発行為は、一団1ヘクタール以上の面積)の開発行為については、事前に知事と協議することとされています。このような開発行おうとする場合は、開発の目的、方法等を記載した知事あての土地利用協議書を提出してください。

詳しい手続き等については、お問い合わせください。

問 企画振興課
電話 (84) 3162

平良正雄回顧写真展

奄美群島日本復帰60周年を記念し、太陽と悠久の自然を愛した情熱の写真家故平良正雄氏の回顧写真展を次のとおり開催します。

この写真展では、カメラをとおして記録された、戦後から現在に至る沖永良部の自然と風物などを30点ほど展示します。入場料は無料です。

●日時 11月9日～15日

●場所 あしびの郷・ちな※展示作品は希望者に販売します。

問 おきえらぶ文化のまちづくり実行委員会
電話 (81) 5151